

会議の名称	第7回飯能市地域公共交通対策協議会
開催日時	平成30年10月29日(月) 開会 午前9時30分 閉会 午前11時50分
開催場所	飯能市役所 本庁舎 5階 第1・第2委員会室
会長氏名	飯能市副市長 上 良二
出席委員	上 良二、吉田 樹、堀米 康史、鶴岡 洋、松原 緑、 長田裕太郎、和田 毅、本橋 実、浅見 豊樹、石井 英子、 浅見 浩士、今井 祥晋、小柳謙太郎、古島 照夫、大野 康、 大野 悟、梶山 吉之、新井洋一郎、島田 茂、平野 功 (中村委員代理：小平 隆宏)、(関根委員代理：宮迫 智昭)、 (原 委員代理：岩井 雄志)、(岡安委員代理：青木 宏之)、 (中川委員代理：沼崎 修一)、(畦地委員代理：日吉 亮介)
欠席委員	山本 道夫、渡辺 正幸、細田 幸二
説明者の職氏名	NPO法人奥武蔵グリーンリゾート 平沼 弘 飯能市市民生活部長 坂本 実 飯能市市民生活部生活安全課交通政策室室長 佐野 敬子 飯能市市民生活部生活安全課交通政策室主任 井戸入大輝
傍聴者の数	1名 ※その他、報道関係者1名
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	飯能市市民生活部長 坂本 実 飯能市市民生活部生活安全課交通政策室室長 佐野 敬子 飯能市市民生活部生活安全課交通政策室主任 井戸入大輝

## 第7回飯能市地域公共交通対策協議会 会議録

(1) 本協議会の第7回目の開催にあたり、事務局長から開会が宣せられたのち、以下のとおり報告等をした。

①欠席委員、代理出席等の報告：事務局長から報告をした。

②協議会の公開、傍聴者参加（1名）、報道関係者（1名）の報告：事務局より報告した。

③会長挨拶：会長（上副市長）から開会に際し、挨拶をした。

・ご出席いただきありがとうございます。地域公共交通網形成計画が策定された。今回の議事は自分たちの地域を地域主導型でどのような形で作り上げるかという議題であり、慎重なご意見をいただきたい。もうひとつは、11月9日に待ちに待ったMetsa（メツァ）が開業となる。飯能市の地域活性の核となる施設である。市民を上げて取り組んでいる事業であるため、ご支援、ご協力をお願いしたい。

(2) 吾野地区及び東吾野地区での自家用有償旅客運送について

NPO法人奥武蔵グリーンリゾートが事業主体となり、事業内容説明者として、協議会への同席の了承をお願いしたい。なお、NPO法人には、事業の説明と質疑が終わり次第退出していただき、その後審議をお願いしたい。

NPO法人奥武蔵グリーンリゾート説明者1名入室。

事務局から、以下の資料に基づき説明した。

①自家用有償旅客運送について（資料1、別紙）

②吾野地区及び東吾野地区での自家用有償運送について（資料2、別紙）

実施主体（NPO法人奥武蔵グリーンリゾート）より事業内容を補足説明した。

NPO法人奥武蔵グリーンリゾートの目的、実施事業について説明した。

内容的には基本的に了承されたが、委員等から以下のとおりご質問・ご意見等があった。

委員：旅客の区域は、飯能市吾野地区と東吾野地区限定として、区域外で乗車し区域内で降りる運送はない、観光客は乗り降りともに区域内に限るということで良いか。

NPO法人：その通り。

委員：収受する対価だが、観光客も旅客の範囲であるが観光客の複数乗車は認めるということでよいか。

NPO法人：その通り。

委員：料金は乗車人数で割るということでよいか。

NPO法人：その通り。

委員：最後に運行管理で車両が6台であるが点呼はどのように考えているか。

NPO 法人：公共交通の空白地では運転手も少なく、集まるのが難しい。出向いて直接行うことが望ましいが、出来ない場合は電話での対応を想定している。

委員：原則は対面で点呼を行ってほしい。不可能な場合は電話等でも対応できるが、その際アルコール等の確認は対面でないと難しいかと思うので、十分に注意してもらいたい。

委員：対価の関係で複数の乗車人員で、人数によって割り切れなくなった場合はどうするのか。

NPO 法人：これから協議が必要であるが、不公平にならないようにはしたい。

委員：一人当たりの金額を決めた方が不公平という点では良いのではないか。本来は金額を明記する必要がある。金額が変動するので、ルールを定めるべきではないか。

NPO 法人：検討させていただく。

委員：運送区域について、帰りの利用はできないのか。

NPO 法人：その通り。吾野、東吾野では乗車も降車も可能。しかし、区域外に出ることはできても、区域内に入ることはできないので、帰りは鉄道等を使ってもらうことになる。

会長：運送区域及び乗車区分について、事務局より再説明をお願いします。

事務局：運送区域及び乗車区分を説明

委員：運送区域及び乗車区分について整理すると、利用対象者としては吾野、東吾野地区にお住まいで利用登録をされた方とする。それに、地域外からの来訪者の方も加わる。吾野、東吾野地区の登録者が利用される場合には、例えば吾野からスーパーまで乗り、20分ほど待機した後、またご自宅に帰っていただくという待機も含めた往復の利用は可能ということによいか。

NPO 法人：その通り。

委員：利用者が吾野、東吾野にお住まいで利用登録されている方しか使えないということは理解された上で、いくつか論点があると思う。「名栗・原市場等」と「飯能市街地」への矢印が出ているが、このエリアが不明確である。吾野、東吾野を発地として、飯能市全域に出られるという解釈でよいのか。

NPO 法人：その通り。

委員：その際の問題点は待機ということになる。吾野、東吾野から市役所への利用は可能だが、帰りは利用できないという解釈でよいのか。

NPO 法人：その通り。

委員：例えば市役所で手続等を行う時間、車両を待たせておけば発地も着地も吾野、東吾野地区内ということになるが、そういった利用は想定されているのか。

NPO 法人：短時間であれば利用可能と想定している。

委員：待機料金の記載があり、「60 分以上は待機しない」とあるが、買物等で少し時間がかかり 63 分かかってしまった場合はどのように考えているのか。

NPO 法人：現段階では厳しく考えている。

委員：60 分過ぎたらその場を出てしまうということによいのか。

NPO 法人：そのような場合は必ず話をしてもらうように考えている。

委員：自家用有償旅客運送の車両に、大きい印をつけて分かるようにしてほしい。

事務局：申請許可には車両に自家用有償旅客運送のマグネットを貼ることが義務付けられている。

委員：運送の対価を決定する際、移動距離の確認のためにメーターを利用するのか。

NPO 法人：走行距離メーターを利用する予定。

委員：相乗りについて、「同じ人が予約し身近な人と単発予約で複数乗る場合」と、「発地や着地が異なる場合」の相乗りは想定されているか。

NPO 法人：発地や着地の場所が違う相乗りは考えていない。

委員：公共交通空白地の基準において、自家用有償旅客運送を行う場合、登録者以外の移送を行う条件に、当該区域内の交通事業者に対して市長からの意思確認が必要であるが、どのようになっているか。

事務局：旅客の範囲について観光利用等の登録者以外も含めることについて、交通事業者に対して確認を行った。バス事業者は、市内を運行する 3 事業者全てから了承を得た。タクシー事業者は、5 事業者中、4 事業者の了承を得たが、1 事業者については、自家用有償旅客運送事業の制度そのものについての理解をいただくことが難しい状況となっている。

会長：他に質問はありますか。

(なし)

会長：ないようであれば、NPO 法人の平沼様にはここで退出していただくことになるが、よろしいか。

(異議なし)

(NPO 法人奥武蔵グリーンリゾート説明者、退出)

<審議>

委員：審議に向けての考え方等を整理すると、吾野地区・東吾野地区は、網計画の中でも鉄道駅からアクセスが難しく、バス路線が無い地区であり、自家用有償旅客運送の提案が上がっていた。自家用有償旅客運送は、原則として、既存の公共交通機関でカバーすることが困難で、既存の公共交通機関では負担が大きい、回送距離が長くなる等の問題があり合理的（現実的）でないという地区が対象となり、協議会で自家用有償旅客運送がこの地域に適合するかを判断することになる。次に、利用対象者、安全性、運送の範囲、対価、が適切であるかを判断する必要がある。

委員：タクシー会社1事業者の合意できない点は、どの点についてか？

事務局：道路運送法に規定されている自家用有償旅客運送について、民業圧迫につながるなどの主張であり、了承できないとのことである。

委員：今後も交渉、説得はするのか？

事務局：本協議会前に2回の交渉を行った。市外に本社のある事業者であり、今後は事務局での交渉は考えていない。

会長：協議会として、合意できない意見を聞いてどのようにするのか？

委員：協議会として委員の方でジャッジする必要がある。認可に対して、市内全ての交通事業者の合意が必要というわけではない。

委員：本日の協議会では、利用対象者、安全性、運送の範囲、対価等の方向性を示すところまで行うのか、もしくは登録の認可について決定するところまで行うのか。

会長：これまでの議論を踏まえた上で、本日どこまで決定するのかということも含めて、審議をしていただきたい。

委員：吾野・東吾野地区で地域が歳をとってきている。新たな一歩として小学校の統廃合などにも踏み出している。やる気のある方がいるうちにGOサインを出さないことにはスタートするまでに時間がかかってしまう。

委員：非常に不便な地域であるため、ぜひGOサインを出してほしい。

委員：名栗・原市場等の利用については、タクシー事業者としては除外して欲しい。

会長：事務局が各事業者への説明を行ったとのことだが、どのような意見があったのか。

事務局：タクシー事業者への説明時の反応について、吾野・東吾野地区内で駅まで等の運行していただくのは地域住民の地区内の移動を考える上で必要であると考えるとともに、ありがたいという意見もあった。しかし、区域外に出られるとい

うことについては1事業者から否定的な意見もあった。

委員：名栗・原市場は、外してもらわないと合意できない。

委員：地区内のみを第一段階として実施する方法もある。ただ、タクシー会社は何ができるのかどこまでできるのかを示していただきたい。地元の方のニーズに今のままでは応えられていないのではないか。吾野・東吾野から呼び出しがあった際に本当にタクシー会社として対応できるのか。自分たちでやることができていなかったからこういった話が出ているのではないか。どのような取組をしていくのかを明確にしてほしい。

委員：市内の事業者は、名栗・原市場方面へ行っている。もちろん呼び出しがあった際も対応している。

委員：吾野・東吾野地区は、なかなか配車できないとの住民意見が出ている。近くに車庫もないので、わざわざこの地区まで配車することはタクシー会社にとってもマイナスなのではないか。タクシー会社として、新しい提案を出していただけるか。

委員：飯能市街地から名栗・原市場へは、タクシー事業者として対応を実施している。

会長：今回の事業は、吾野・東吾野地区の方が飯能市街地や名栗・原市場（すなわち地域全域）へ出る際に使うというサービスであるが、その場合は了解していただけるか。

委員：了解しました。

会長：では、認めていく方向で議論を進めていくことでよいか。

異議なし

委員：必要性については、合意された状況である。次に、対価、運行の範囲、複数乗車をされる場合等について、明確にしておくことが必要である。複数乗車に関しては、同一の発地、着地の利用の場合のみが可能ということである。

委員：輸送の対価では、3km まではタクシーの 1/2 以上となることは、利用者に説明が必要でないか。

事務局：地区内にタクシー事業者の事業所がないため、回送料金がかかることを踏まえると、1/2 程度になるのではないか。

会長：同一の対価等は、NPO 法人に整理してもらうことで良いか。

委員：らくだ号の実績を考えると、複数乗車の場合、同一の箇所で乗ることは少ないと思う。

事務局：複数乗車の場合は、乗合ではなく同一地点での乗車で対価を想定している。

会長：国の認可を得る必要があることから、誤解がないように利用方法を周知する必要がある。複数乗車については事務局と NPO 法人で整理してもらいたい。

事務局：観光利用者の利用も含めることで良いか。

会 長：観光利用も含め、運行方法についての合意を得たということで良いか。  
異議なし

(3) 路線バスの利用促進事業について

事務局から、以下の資料に基づき説明した。

①平成30年度 今後の取組予定（資料3、別紙）  
了承された。

委 員：12月10日～12月28日という期間はどのように設定したのか。

事 務 局：忘年会の時期にあたることを考慮して設定した。

委 員：了解した。

会 長：交通事業者等に協力をいただき、進めていく。

事 務 局：その他イベントを紹介していただく。

委 員：「星空ヨガと古民家フレンチの旅」チラシの説明

委 員：「路線バス途中下車の旅（新寺コース）」等の説明

(4) その他

事務局より3点報告する。

① バス路線の経路変更

⇒地域住民からの要望がありバス路線の経路変更に向けた準備している。

② 移動手段の導入マニュアル

⇒多方面の方の協力のもと、各地区での移動手段の導入マニュアルを作成している。

③ Metsa よりプレス発表

⇒Metsa へのシャトルバスの運行についてプレス発表された。

(5) 閉会